

## Ⅱ 児童福祉施設等の現状と課題

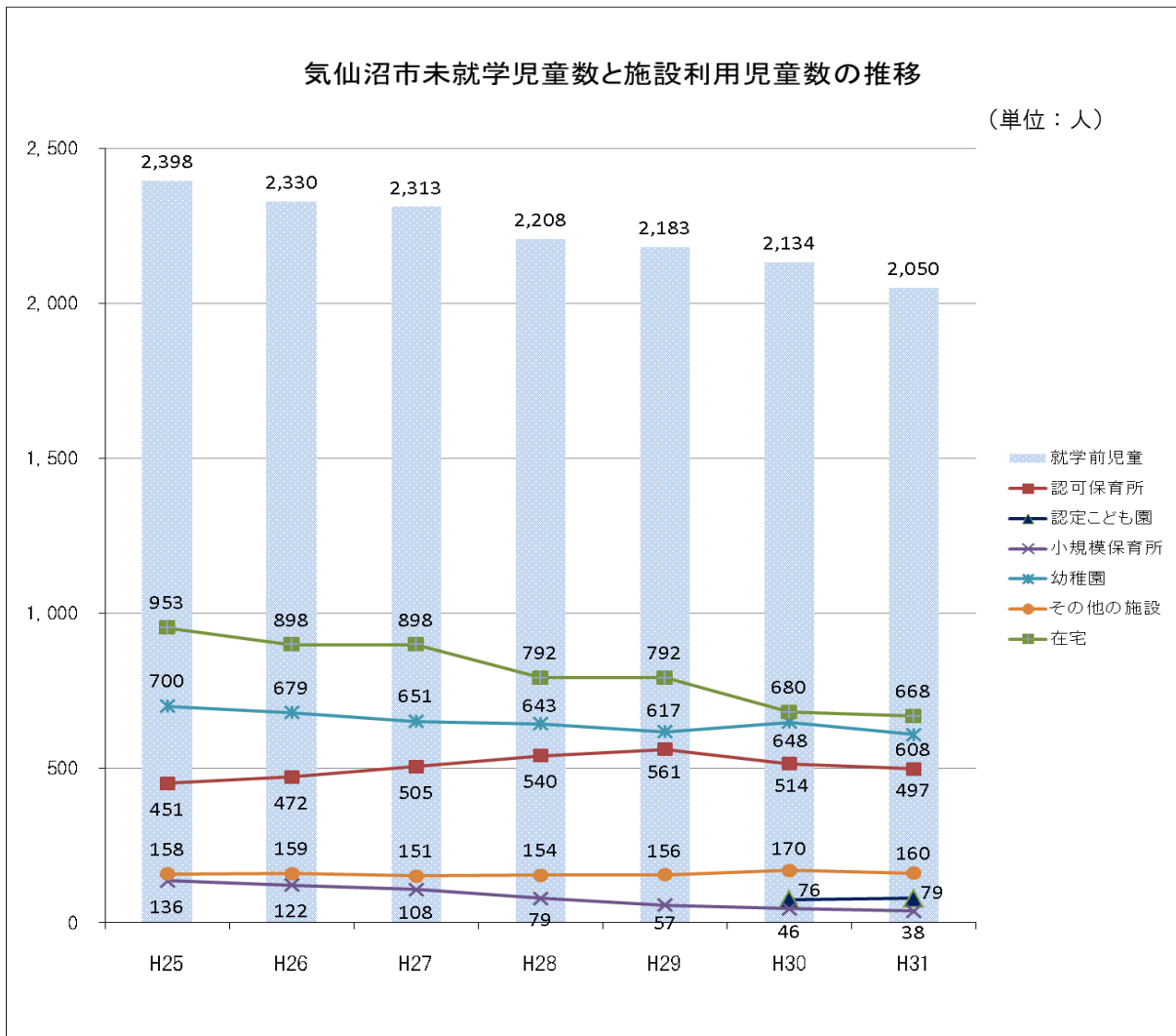
### 1 就学前児童数

本市の人口を比較すると、平成 25 年 3 月 31 日現在 68,752 人、平成 31 年 3 月 31 日現在 63,308 人で、5,444 人が減少しています。

このうち、就学前児童は 2,398 人から 2,050 人と 348 人減少しています。

これを割合で比較すると、全人口が約 7.9%減少しているのに対し、就学前児童は約 14.5%減少しており、全人口の減少よりも就学前児童数の減少の割合が高く、少子化の進行が顕著になっています。

一方、女性の社会進出や低年齢児の保育ニーズの増加等により、平成 27 年度に初めて待機児童が発生し、その数が年々増加していることから、早急な対策が必要となっています。



資料：住民基本台帳（3月31日現在）

施設利用児童数：4月1日現在

## 待機児童数推移

(単位：人)

	各年度 4 月 1 日現在					各年度 10 月 1 日現在				
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	計
H25 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H26 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27 年度	2	3	2	0	7	8	4	6	0	18
H28 年度	3	4	2	0	9	7	7	2	1	17
H29 年度	5	11	11	0	27	16	13	9	1	39
H30 年度	5	11	2	2	20	28	14	1	2	45
H31 年度	8	12	17	0	37					

## 2 就学前児童の施設利用状況

平成 31 年 4 月 1 日における就学前児童の保育施設等の利用状況については、3 歳児から 5 歳児の、施設利用率が概ね 100%と充足しており、施設の種別毎の利用状況は、幼稚園 55.5%、認可保育所及び認定こども園が 29.5%となっています。

一方で、小規模保育所の利用については 3.5%に限られ、更に、平成 25 年度と比較すると 98 人が減少し、減少率は 72.1%となっており、その必要性が年々低下しています。

また、低年齢児においては、いずれかの施設を利用する児童が、0 歳児では全体の 15.4%、1 歳児では 40.3%、2 歳児では 40.6%となっており、平成 25 年度と比較すると 0 歳児は 236.8%増、1 歳児は 195.2%増、2 歳児は 163.3%増と利用ニーズは高くなっており、今後も増加が予想される低年齢児の保育ニーズに対応する必要があります。

## 市内全地区就学前児童の施設利用状況

平成31年4月1日現在（単位：人）

種別	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
認可保育所	10	35	88	101	92	93	88	497
		12.0%	29.3%	27.9%	28.5%	23.6%	23.2%	24.2%
認定こども園	1	5	12	12	14	18	18	79
		1.7%	4.0%	3.3%	4.3%	4.6%	4.7%	3.9%
小規模保育所	5				7	11	20	38
					2.2%	2.8%	5.3%	1.9%
地域型保育	1	2	3	3				8
		0.7%	1.0%	0.8%				0.4%
認可外保育施設	4	3	12	28	26	33	33	135
		1.0%	4.0%	7.7%	8.0%	8.4%	8.7%	6.6%
企業主導型	1		4	3				7
		0.0%	1.3%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
広域施設	5		2		1	2	2	7
		0.0%	0.7%	0.0%	0.3%	0.5%	0.5%	0.3%
公立幼稚園	5				53	67	73	193
					16.4%	17.0%	19.3%	9.4%
私立幼稚園	4				113	164	138	415
					35.0%	41.6%	36.4%	20.2%
施設利用児童数	36	45	121	147	306	388	372	1,379
		15.4%	40.3%	40.6%	94.7%	98.5%	98.2%	67.3%
在宅等児童数		247	179	215	17	6	7	671
		84.6%	59.7%	59.4%	5.3%	1.5%	1.8%	32.7%
就学前児童数		292	300	362	323	394	379	2,050

※就学前児童数は平成31年3月31日現在の住民登録人口

※入所児童数は平成31年4月1日現在（市外からの利用児童除く）

※在宅等児童数は、就学前児童数から施設利用児童数を除いた人数

### 3 保育施設の現状及び課題

児童福祉法第39条に基づく認可保育所は、保護者の就労等により、家庭で保育ができない児童を受け入れており、市内には市立認可保育所8施設、私立認可保育所2施設の計10施設があります。また、平成29年度には認定こども園を1施設整備しています。

現計画においては、内の脇保育所を低年齢児保育拠点施設と位置付け、平成29年度に保育室の改修により、1歳児の受入れ枠の拡大を図るとともに、牧沢きぼう保育所を障害児保育拠点施設と位置付け、集団保育の中で、障害や発達に遅れのある児童の発達促進を関係機関と連携して支援するなど、それぞれ充実を図ってきました。

しかし、認可保育所の多くが老朽化しており、今後も低年齢児保育のニーズが高まっていくことが予想され、保育環境の整備と子育て支援のさらなる充実が求められています。

一方、市立小規模保育所は7施設（うち2施設休所）ありますが、認可保育所と同様、老朽化が進行しており、また入所児童数が大幅に減少していることから、集団保育による児童の健全育成の促進と効率的な保育所運営を行うため、再編整備が必要となっています。

また、平成27年度より子ども・子育て支援新制度が施行され、「認可保育所」や「認定こども園」とともに、「小規模保育事業」や「事業所内保育事業」等の、地域型保育が制度的に位置づけられ、多様なニーズや、地域の実状に応じた施設の選択ができることとなりました。

少子化が進む中で、女性の社会進出など、低年齢児の保育ニーズが高く、本計画における適切な施設整備を図るにあたり、特に低年齢児保育の確保を進めていかなければなりません。今後は、地域事情や民間の意向を踏まえた適切な施設を選択しながら、整備を進める必要があることから、総体的に民間事業者の参入を促進し、役割分担を共有しながら、連携を深め、最も相応しい施設整備を進めていくこととします。

#### 4 児童厚生施設の現状及び課題

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設で、児童館並びに児童遊園が設置されています。

##### (1) 児童館

本市の児童館では、小規模保育所と同様に幼児保育を中心に実施してきた経緯がありますが、保育業務廃止後の児童館では、地域の子どもの健全育成や子育て家庭への支援の拠点として、母親クラブなどの子育てに関するネットワークを構築し、活動についても支援しています。

市内には、平成30年3月に開館した気仙沼児童センターのほか、4施設の児童館を設置していますが、サテライト型児童館として、移動児童館・おでかけ児童館を実施するなど、児童館未設置地区での遊びの提供や児童・親子交流などの活動も行っています。

また、現行施設については、老朽化が進んでおり、利便性に配慮した施設整備が必要となっています。

##### (2) 児童遊園

本市の児童遊園は、気仙沼地域に1施設、唐桑地域に2施設、本吉地域に2施設の計5施設が設置されていますが、利用頻度が低下していることや、遊具が老朽化している児童遊園もあり、地域の実情を踏まえ、施設の再編が必要となっています。

## 5 学童保育施設の現状及び課題

児童福祉法第6条の3に基づく放課後児童健全育成事業として、気仙沼地域に7施設、唐桑地域に1施設、本吉地域に3施設の計11施設で、学童保育が実施されています。

本市学童保育の運営については、そのほとんどを、特定非営利活動法人気仙沼市学童保育運営委員会へ委託しており、本吉地域の一部においては市直営及び市社会福祉協議会での委託運営となっていますが、ともに保護者の就労等により、放課後に留守家庭となる児童が安心して過ごせる生活の場として事業が実施されています。

なお、平成24年8月の児童福祉法改正により、平成27年4月から小学6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたことを受け、学童保育環境の整備を進めてきたところですが、平成29年度の唐桑学童の新設及び津谷学童の移転整備をもって、計画されている施設整備については、概ね完了しています。